

改正

平成20年3月28日教委告示第4号
平成21年2月25日教委告示第3号
平成27年3月24日教委告示第7号
平成27年12月24日教委告示第22号
平成29年8月3日教委告示第19号
平成30年2月13日教委告示第3号

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し、要保護・準要保護児童等就学援助費（以下「援助費」という。）を予算の範囲内で支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費等)

第2条 援助費の支給対象となる経費、支給額及び支給方法は、別表のとおりとする。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、市内に住所を有する学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒（新入学児童等学用品費等の入学前支給については、入学予定者（翌年度に小学校又は中学校に入学を予定する者をいう。以下同じ。））の同法第16条に規定する保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費及び学校給食費の給付については同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童等学用品費等の給付については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。)

(2) 準要保護者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市民税の減額又は免除

(エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減額又は免除

(オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減額又は免除

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の保険料の納付することを要しないもの

(キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ アに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者

(ウ) P T A会費、学級費等の学校納付金の減額又は免除が行われている者

(エ) 学校納付金の納付状態の悪い者又は通学用品等に不自由している者で、保護者の生活が極めて困難と認められる者

(オ) 経済的理由による欠席日数が多い者

ウ ア又はイに掲げる者のほか、学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者

(受給申請等)

第4条 援助費（新入学児童等学用品費等の入学前支給を除く。以下この条、次条第3項及び第7条第1項において同じ。）の支給を受けようとする者は、佐久市就学援助費受給認定申請書（様式第1号）を児童等が在学する学校長を経由して佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、支給対象者が要保護者である場合については、この限りでない。

2 学校長は、保護者から前項に規定する申請書が提出されたときは、援助費の支給の必要の有無について意見を付さなければならない。この場合において、学校長は、必要に応じ民生児童委員の助言を求めることができる。

3 新入学児童等学用品費等の入学前支給を受けようとする者（当年度既に次条の規定による認定を受けた者を除く。）は、佐久市就学援助費（新入学児童等学用品費等の入学前支給）受給認定申請書（様式第2号）を、教育委員会が別に定める日までに、教育委員会に提出しなければならない。

(支給の可否の認定)

第5条 教育委員会は、前条第1項又は第3項に規定する申請書（以下「申請書」という。）を受理したときは、その内容を審査し、援助費の支給の可否を認定するものとする。

2 教育委員会は、申請書の内容の審査に当たって疑義が生じたときは、必要に応じ福祉事務所の長又は民生児童委員の助言を求めることができる。

3 教育委員会は、援助費の支給の可否を認定したときは、その結果を、学校長を経由して申請書を提出した者に通知するものとし、新入学児童等学用品費等の入学前支給の可否を認定したときは、その結果を、直接、申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、必要に応じ民生児童委員に通知することができる。

(支給認定の取消し等)

第6条 教育委員会は、年度の中途において、保護者の辞退、児童等の転学、世帯の経済状況の好転等により援助費の支給を必要としなくなったときは、援助費の支給を可とする認定（以下「支給認定」という。）を取り消すものとする。

2 教育委員会は、支給認定を受けた者が偽り又は不正の申請により給付を受けていることが判明したとき又は入学予定者が4月1日に市内の住所を有しなくなったときは、認定を取り消し、既に支給をした援助費の全部又は一部を受給者に返還させることができる。

(支給期間)

第7条 援助費を支給する期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 新入学児童等学用品費等の入学前支給をする期間は、入学予定者が入学する年の1月1日から3月31日までとする。

3 年度の中途において支給認定を受けた者に対する援助費（新入学児童等学用品費等に係るものを除く。以下この条において同じ。）は、当該支給認定を受けた日（以下「認定日」という。）の属する月以後の経費について支給する。ただし、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費及び学校給食費については、認定日以後の経費について支給する。

4 年度の中途において支給認定を取り消された者に対する援助費は、当該支給認定の取消しを受けた日（以下「認定取消日」という。）の属する月の翌月（認定取消日が月の初日に当たるときは、その月）以後の経費については支給しない。

(報告事項)

第8条 児童等が、年度の中途において転学、死亡等により援助費の支給を必要としなくなったときは、学校長は、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(委任事項)

第9条 学校長は、保護者の委任に基づき、支給金を代理受領できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

(平成5年佐久市教育委員会告示第1号)、臼田町要保護準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成4年臼田町教育委員会告示第3号)、浅科村要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成5年浅科村教育委員会告示第1号)又は望月町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成5年望月町教育委員会告示第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年3月28日教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年2月25日教委告示第3号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日教委告示第7号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日教委告示第22号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成29年8月3日教委告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第2条関係)

支給対象経費		支給額	支給方法
学用品費	児童等が通常必要とする学用品の購入費	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	3回に分けて支給
通学用品費	児童等(第1学年の者を除く。)が通常必要とする通学用品の購入費	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	3回に分けて支給
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	児童等が学校行事としての宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	年度末に、実績により1回で支給
校外活動費(宿泊を伴うもの)	児童等が学校行事としての宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに校外活動に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費	10分の10以内	1回で支給
新入学児童等学用品費等	新入学児童等(入学予定者を含む。)(第7条第2項に規定する期間内又は年度当初に支給認定がされている者に限る。)が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	1回で支給
修学旅行費	児童等が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費	10分の10以内	1回で支給

体育実技用具費	児童等が体育の授業において必要とする体育実技用具で、当該授業を受ける児童等全員が個々に用意するとされているものの購入費及びレンタル料	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	1回で支給
医療費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による疾病の治療に要する費用（社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）	10分の10以内	医療機関からの請求に基づき医療機関に直接支払う。
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費	10分の8以内	3回に分けて支給

様式第1号（第4条関係）

様式第1号(第4条関係)

佐久市就学援助費受給認定申請書

(申請先)佐久市教育委員会

学校名(

学校)

本年度の就学援助を受けたいので、下記のとおり申請します。
 なお、支給対象者の要件に該当するか否かを認定するため、市教育委員会が私及び私と同一の世帯に属する者の所得その他必要な事項の確認を、市税務課など関係部署が保管している課税台帳、資料等により行うことに同意します。
 また、民生児童委員等の聞き取りに協力するとともに、年度の中途において支給認定が取り消された場合は、援助費を返還します。

年 月 日

保護者住所：佐久市

保護者氏名： _____ ②

行政区() 電話番号(- -)

世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	学校(学年・組)・勤務先	収入	
*児童生徒本人と生計を同一にしている者 全員を記入してください。	フリガナ				有・無	
	申請者(保護者)		・			
	児童生徒	本人	・	学校 年 組	有・無	
	家族			・		有・無
				・		有・無
				・		有・無
			・		有・無	

該当番号に○をしてください。 援助を受けたい理由	住居の現状	
	1 生活保護の停止又は廃止を受けた 2 市民税が非課税である 3 児童扶養手当を受給している 4 職業が不安定である 5 災害により生活が困難である	6 市民税・事業税・固定資産税が減額・免除 7 国民年金掛金・国民健康保険料が減額・免除 8 生活福祉資金の貸付を受けている 9 職業安定所登録の日雇い労働者である 10 その他 理由()

*新1年生の保護者の方のみ☑をお願いします。

新入学児童等学用品費の入学前支給を、佐久市・他市町村で 受けた 受けていない

※裏面もご記入ください。

〈就学援助費振込先の記入について〉

①・②どちらかにご記入ください。

原則、①の保護者口座へ振込となります。ただし、申請当初より学校長に委任をされる場合、学校長口座への振込となりますので②の委任状のみご記入ください。

①認定された場合、就学援助費を下記の口座に振り込んでください。

(保護者の口座をご記入ください。)

金融機関名	支店等名	口座の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
		普通 当座		

※下記の委任状は記入不要です。

②学校長に委任をします。

(必要事項をご記入の上、ご署名・ご捺印ください。)

委 任 状	
私は、佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱により支給される、 就学援助費支給金の代理受領の権限を 年度の 学校長に委任します。 なお、学校納付金(給食費・学年費・校外活動費・修学旅行費)に滞納が生じた場合は、当該 就学援助費を滞納額に充当することに同意します。 年 月 日 保護者氏名 ㊞	

*ここからは保護者の方は記入しないでください。

学校長の意見	
<input type="checkbox"/> 就学援助費の支給が必要と認められる。 (理由)	<input type="checkbox"/> 就学援助費の支給が必要と認められない。 (理由)
学校長 ㊞	

認定結果	
<input type="checkbox"/> 就学援助費を支給する。 (年 月 日から) (理由) 佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給 要綱第3条第 号の ()に該当	<input type="checkbox"/> 就学援助費を支給しない。 (理由)
学校長 ㊞	

様式第2号(第4条関係)

様式第2号（第4条関係）

佐久市就学援助費（新入学児童等学用品費等の入学前支給）受給認定申請書

（申請先） 佐久市教育委員会

入学予定学校名（ 学校）

ふりがな 申請者名 (保護者)			住 所	佐久市	
				行政区()電話(- -)	
世帯の状況 *現に生計を一にしている者全員を記入してください。	氏名(個人番号)	続柄	生年月日	勤務先・学校(学年・組)	収入
	個人番号()	本人	. .		有・無
	個人番号()		. .		有・無
	個人番号()		. .		有・無
	個人番号()		. .		有・無
	個人番号()		. .		有・無
	個人番号()		. .		有・無
(該当番号に○をしてください。) 援助を受けたい理由	1 生活保護が停止又は廃止になりました。 2 市民税が課税されていません。 3 市民税・事業税・固定資産税の減額・免除を受けています。 4 国民年金掛金・国民健康保険料の減額・免除を受けています。 5 児童扶養手当の支給を受けています。 6 生活福祉資金の貸付けを受けています。 7 保護者が職業安定所登録日雇労働者です。 8 保護者の職業が不安定で生活が困難です。 9 災害、事故、疾病等により生活が困難です。 10 その他(理由)				住居の現状 1 持家 2 借家 借間 借賃 〔 円/月〕 3 その他 ()
	就学援助を受けたいので、上記のとおり申請します。 なお、支給対象者の要件に該当するか否かを認定するため、市教育委員会が私及び私と同一の世帯に属する者の所得その他必要な事項の確認を、市税務課など関係部署が保管している課税台帳、資料等により行うことに同意します。 また、民生児童委員等の聞き取りに協力するとともに、年度の中途において支給認定が取り消された場合には、援助費を返還します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">保護者氏名 印</div>				

(裏面)

認定された場合、就学援助費を下記口座に振り込んで下さい。

金融機関名	支店等名	口座の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
		普通 当座		

- 注 1 教育委員会が定める期限までに提出してください。
- 2 3月31日以前に佐久市から他市町村へ転出した場合、支給を受けた新入学児童等学用品費等は返金させていただきます。